

定期巡回・随時対応型訪問介護看護24サービス運営規程

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 令和5年11月1日改訂

(事業の目的)

第1条 医療法人大誠会が開設する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護24サービス(以下「事業所」という。)が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は看護師及び訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護・看護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な訪問介護・看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護看護員等は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう入浴、排泄、医療、福祉の看護介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ①名称 定期巡回・随時対応型訪問介護看護24サービス
- ②所在地 群馬県沼田市久屋原町345番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①管理者 常勤1名 * オペレーターを兼務

管理者は、事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うと共に、従業者に事業に関する必要な指揮命令を行う。

- ②計画作成責任者 常勤2名以上 * オペレーターと兼務

計画作成責任者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する。

- ③オペレーター 常勤10名以上 * 一部は定期及び随時訪問介護員を兼務
事業に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- ④訪問介護員 常勤10名以上 * 一部はオペレーターを兼務
定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の提供にあたる。また利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ①営業日 365日
②営業時間 24時間

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの内容は次のとおりとする。

- ①定期巡回サービス
訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
- ②随時対応サービス
随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
- ③随時訪問サービス
随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

(利用料等)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスとして提供され指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての利用者負担として地域密着型介護サービス費用基準額の1割又は2割の額とする。

2 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

3 介護報酬に係る負担金およびその他の利用料は重要事項説明書に定める。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、沼田市南部圏域、東中学校区とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応)

第10条 訪問介護・看護員等は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第13条 事業の提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合は、次のとおり厳重に行うとともに、合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法は次の通りとする。

- ① 合鍵は、管理者が事務所において厳重に管理を行い、従業員は管理者の許可を得なければ合鍵を外部に持ち出すことはできない。
- ② 上記①で従業員が合鍵を外部に持ち出す場合は、その従業員名、合鍵を持ち出す用途、持ち出した日時、返却した日時を記録簿に記録して管理する。
- ③ 合鍵の管理の状況は、大誠会本部役員に1ヶ月に1回以上監査を受けるとともに、結果を介護・医療連携推進会議に報告する。
- ④ 事業者は従業員が合鍵を紛失した場合は、直ちに利用者又はその家族に報告し、鍵の交換等必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のため指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に行う業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は訪問介護・看護員等の質的向上を図る為に、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内。

②継続研修 年2回以上とする。

2 訪問介護看護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、従業者でなくなった場合でもこれらの秘密を保持する旨を雇用契約に定める。

3 事業所は全ての職員に対し、健康診断を定期的実施する。

4 事業所は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人大誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(訪問看護事業所との連携)

第17条 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしなければならないこととする。

1 前項の規定に基づき、連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとする。

① 利用者に対するアセスメント

② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保

③ 医療・介護連携推進会議への参加

④ その他必要な指導及び助言

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年1月1日から施行する。